

郡山市上下水道局公告第11号

次のとおり制限付一般競争入札を執行する。

令和6年4月22日

郡山市上下水道事業管理者 野崎弘志

第1 制限付一般競争入札に付する事項

契約番号	第2448300151号
業種	製造（販売）業 その他（製造業）又は販売業 光学・理化学機器類
件名	新品メーター購入単価契約（13mm 舶来ネジ）
納入場所	郡山市上下水道局お客様サービス課
納入期限	令和7年3月31日まで
物品調達の詳細	新品メーター（13mm 舶来ネジ）
支払条件	前払金 無し 部分払 無し

- ※1 本物品調達は、電子入札により執行するものとし、郡山市上下水道局物品の調達に係る電子入札実施要領（令和2年4月1日制定。以下「実施要領」という。）第6条に基づき、入札手続は原則として電子入札システムを利用して行うものとする。
- ※2 電子入札システムの利用時間は、原則として午前8時30分から午後8時まで（郡山市の休日を定める条例（平成2年郡山市条例第7号）第1条に規定する市の休日（以下「市の休日」という。）を除く。）とする。

第2 入札方法及び入札期間

- 1 入札方法 電子入札システムにより入札書を提出するものとする。
- 2 入札期間 入札参加資格を有する者につき、その確認結果通知後から令和6年5月22日（水）午後4時まで

第3 開札場所及び開札日時

- 1 場所 郡山市上下水道局庁舎3階 総務課
- 2 日時 令和6年5月23日（木）午前9時

#### 第4 入札に参加する者に必要な資格

本物品調達の入札に参加する者に必要な資格は、次の各項に掲げるとおりとする。

- 1 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- 2 令和5・6年度の郡山市上下水道局物品の調達に係る指名競争入札参加者等の資格審査、指名等に関する要綱（平成21年10月30日制定）に基づく物品調達指名競争入札参加有資格業者名簿中「製造（販売）業 その他（製造業）」又は「販売業 光学・理化学機器類」に登録されている者であること。
- 3 郡山市上下水道局物品調達契約に係る指名停止等措置要綱（平成20年12月1日制定。以下「指名停止要綱」という。）に基づく指名停止期間中の者（入札日までに指名停止要綱に定める指名停止事由に該当することとなった者を含む。）でないこと。
- 4 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、更生手続開始又は再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、更生手続開始又は再生手続開始の申立てがなされた者であっても、更生手続終結又は再生手続終結の決定を受けた者については、当該更生手続開始又は再生手続開始の申立てがなされなかったものとみなす。
- 5 役員等が郡山市暴力団排除条例（平成24年郡山市条例第46号）第2条第2号に規定する暴力団員又は第8条に規定する社会的非難関係者と認められる者でないこと。

#### 第5 設計図書等の閲覧

入札参加を希望する者（以下、「入札参加希望者」という。）は、令和6年4月22日（月）から令和6年5月13日（月）まで（市の休日を除く。）の間に本物品調達に係る設計図書等を情報公開システム（利用時間は午前6時から午後11時まで）において閲覧することができる。

#### 第6 入札参加の申込み

- 1 入札参加希望者は、設計図書等の内容を確認した後、本公告中第4に掲げる資格基準について、電子入札システムにより入札参加申請書及び入札参加資格確認資料（以下「確認申請書等」という。）を郡山市上下水道事業管理者に提出し、当該物品調達に係る入札参加資格の有無について確認を受けなければならない。（申請書等は市ウェブサイトからダウンロードすること。）  
※ 入札参加資格確認資料の電子ファイルの容量（ファイルは複数添付可）が合計で3メガバイトを超える場合は、「入札参加資格確認資料は紙提出」と記載した申請書のみを電子入札システムにより提出し、紙提出の入札参加資格確認資料を、申請期間内に郡山市上下水道局総務課へ持参するものとする。
- 2 確認申請書等の受付  
申請期間は、令和6年4月23日（火）午前8時30分から令和6年5月13日（月）午後4時まで（市の休日を除く。）の、電子入札システム利用時間内とする。
- 3 確認結果の通知  
郡山市上下水道事業管理者は、入札参加希望者の入札参加資格の有無を確認したときは、その結果を令和6年5月20日（月）までに電子入札システムにより通知するものとする。

#### 第7 設計図書等に対する質疑応答

- 1 仕様書等に対する質問がある場合は、設計図書等質問書を令和6年4月22日（月）から令和6年4月30日（火）まで（市の休日を除く。）に電子入札システムにより提出するものとする。（質問書は市ウェブサイトからダウンロードすること。）

- 2 質問に対する回答は、令和6年5月9日（木）までに回答書を電子入札システムで公開するとともに、郡山市上下水道局総務課において閲覧に供するものとする。

#### 第8 入札保証金

免除する。

なお、免除する場合において、落札者が契約を締結しない場合（本公告第13の2に掲げる要件により契約を締結しない場合を除く。）は、納付しないこととした入札保証金（入札金額に仕様書に規定する予定数量を乗じて得た額の5%）と同等の金額を郡山市上下水道局へ納めること。

#### 第9 入札書に入力する金額

- 1 本件は、単価契約とし、入札書に入力する金額は、1個当たりの納入単価とする。
- 2 落札決定に当たっては、入札書に入札された金額に消費税及び地方消費税の額を加算した金額をもって落札価格とするため、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、消費税及び地方消費税の額を含まない金額を入札書に入力すること。

#### 第10 入札の中止等

本物品調達に関し、公正な入札の執行が妨げられると認められるときは、入札を中止若しくは延期し、又は入札方法について変更することがある。

なお、電子入札システム等にシステム障害等やむを得ない事情が生じた場合は、開札日時を延期し、又は紙による入札に変更することがある。

#### 第11 入札の無効

この公告に示した入札参加者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに電子入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

#### 第12 落札者の決定

- 1 落札者は、予定価格の制限の範囲内の価格で、最低の価格をもって入札した者とする。ただし、落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、電子くじにより落札者を決定するものとする。
- 2 入札回数は、原則2回を限度とする。ただし、再度入札を執行しても落札者がいない場合は、地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第21条の13第1項第8号の規定により随意契約とすることがある。（見積書の提出は、原則として2回までとする。）  
なお、再度の入札及び見積合せに係る入札書及び見積書の提出日時等（原則として開札日と同日）については、電子入札システムにより通知するものとする。

#### 第13 契約締結及び契約書の作成

- 1 落札者の決定後、速やかに行われなければならない。
- 2 本案件は、電子契約により締結することができる。
- 3 落札者が電子契約による契約締結を希望する場合は、電子契約同意書兼メールアドレス申出書を郡山市上下水道局総務課契約係へ提出すること。
- 4 落札決定から契約締結までの間に、落札者が次の要件のいずれかに該当したときは、契約を締結しないことがある。

- (1) 本公告中第4に掲げる資格のうち、第1項又は第5項のいずれかの要件を満たさなくなったとき。
  - (2) 指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けたとき。（指名停止基準に該当することとなったときを含む。）
  - (3) 契約の履行が困難であると認められる事由が生じたとき。
- 5 前項の規定により契約を締結しなかった場合には、郡山市上下水道局は一切の損害賠償の責めを負わないものとする。

#### 第14 契約保証金

- 1 落札者は、郡山市上下水道局契約規程（昭和42年郡山市上下水道局規程第8号。以下「規程」という。）第7条の規定により、契約保証金を納めなければならない。
- 2 契約保証金は、契約金額に仕様書に規定する予定数量を乗じて得た額の100分の10以上の額とする。
- 3 次の各号のいずれかに該当するときは、契約保証金を免除する。
  - (1) 落札者が、保険会社との間に郡山市上下水道局を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、当該保険証書を郡山市上下水道局に提出したとき。
  - (2) 落札者が過去2年の間に、国又は地方公共団体とその種類及び規模がほぼ同程度の契約を2回以上にわたり締結し、これらを全て誠実に履行したと認められるとき。
  - (3) 落札者が契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。
- 4 契約保証金は、本物品調達完了後の検査が終了した後に、請求により落札者に還付する。

#### 第15 入札に関する注意事項

- 1 入札書には、くじ入力番号を記載すること。
- 2 その他必要な事項は、規程、郡山市上下水道局物品調達契約に係る制限付一般競争入札実施要綱（平成26年4月1日制定）、実施要領、及び郡山市上下水道局物品調達入札参加者心得（令和2年4月1日制定）による。

#### 第16 その他

- 1 落札者が契約を締結しない場合（本公告第13の4に掲げる要件により契約を締結しない場合を除く。）は、指名停止要綱に基づき指名停止措置を行うことがある。
- 2 その他不明な点については、郡山市上下水道局総務課契約係（電話：024-932-7643）まで問い合わせること。